

6-12 慣習や伝統の明文化された、法律としての神聖化は社会の支配者的部分の利益になる

「……さらに、現存の事物を法律として神聖化し、またこの事物に慣習と伝統とによって与えられた制限を法的制限として固定することは、ここでもやはり社会の支配者的部分の利益になることだということも、明らかである。……どの生産様式も、生産過程やそれに対応する社会的関係が停滞状態にある場合には、それ自身の単なる反復的再生産によってこの形態(それぞれの生産様式の社会的確立の形態——青山)に到達する。この形態がしばらく持続すれば、それは慣習や伝統として確立され、ついには明文化された法律として神聖化される。」(大月版『資本論』⑤ P1017F2-B4)